

連載 業法改正の歩みとともに①

業法改正60余年の歴史を辿る

現在の旅行業法の前身である「旅行あつ旋業法」が制定された1952年（昭和27年）から、既に60年以上の歳月が経過しました。1960年代から2000年代にいたるまで、時代の要請に応じて改正が重ねられてきた旅行業法は、21世紀のリーディング産業として観光立国の実現を担う旅行業界の礎ともいふべき存在です。今号からスタートする連載企画では、業法の歴史を振り返ると同時に、その意義や今後の課題などを考えていきます。

取締法だった「旅行あつ旋業法」

戦後、連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）将校の家族などが箱根や日光、京都などへ旅行するようになる一方、朝鮮戦争の特需によって日本人の国内旅行も増加して、旅行ビジネスを取り締まることが社会的要請として高まっていた時代に制定されたのが「旅行あつ旋業法」です。登録制度や営業保証金の供託、料金の明示などを内容とする法律は、産業振興よりも取り締まりの色彩が濃いものでした。

この「旅行あつ旋業法」は、昭和30年代に入ってから3次にわたる改正を経て、東海道新幹線が開業し東京オリンピックが開催された1964年（昭和39年）には第4次の改正が行われ、一般旅行

あつ旋業と邦人あつ旋業に区別されることになります。それまでの「旅行あつ旋」は、国内旅行しか想定されていませんでしたが、観光目的の渡航が自由化され、海外旅行を扱う一般旅行業者の営業保証金を大幅に引き上げる必要が生じていました。

旅行者保護の弁済業務がスタート

大阪で万国博覧会が開催された翌年の1971年（昭和46年）には、「旅行あつ旋業法」を全面改正した「旅行業法」が施行されています。新しい旅行業法では、一般旅行業・国内旅行業・旅行業代理店業の区分が設けられ、運輸大臣の指定する旅行業協会が苦情処理や従業員研修・弁済業務を担う形となり、世界的にも珍しい旅

行者の保護を図る弁済業務は、1972年8月からスタートしています。また、旅行業務取扱主任者制度も新設され、一定の資格を持つ主任者を営業所ごとに選任することで、旅行取引の公正が確保されるようになりました。

1970年代に入ると、大阪万博直後に国鉄が展開した「ディスカバージャパン」キャンペーンの後を受けて、国内旅行の分野でも海外旅行に続きパッケージ商品が登場。海外・国内とも70年代を通じてパッケージツアーが旅行の主流を占めるようになると同時に、旅行会社による責任の所在をめぐるトラブルも発生してきました。

主催旅行に関わる責任を明確化

1983年（昭和58年）に施行された改正業法では、そうした市



1996年4月からの新約款施行に向けて、全国11都市で説明会が開催されることを伝える「JATAニュースレター」1996年2月19日号

場動向も反映して、主催旅行と手配旅行を区分して、主催旅行に「特別補償」制度を導入し、「旅程管理」も義務付けられる形となっていました。また、旅行社や添乗員による不健全ツアーへの関わり方が社会的問題となったことから、「法令違反行為への関与」も禁止されました。

主催旅行に関わる責任の明確化は、1996年（平成8年）に施行された改正業法でも、主催旅行に「旅程保証」制度が導入されたことで、さらに前進しています。

主催旅行の責任については、「身体・財産的損害」を特別補償制度で、「重要な旅程の変更」を旅程保証制度で、それぞれ対応することにより、旅行者が「一定の責任を負う」ようになったわけです。また、この時の業法改正で、旅行業区分も従来の形から第1種・第2種・第3種という現在の形となり、旅行者を海外・国内といった取扱分野よりも、主催・手配といった取扱形態で区分する

考え方に改められました。旅行業者の積極性と主体性推進

旅行業者の積極性と主体性推進

さらに、1996年（平成8年）施行の改正業法で手配旅行契約の中に「企画手配旅行」が創設されたのに続き、2005年（平成17年）施行の改正業法ではこれを「募集型企画旅行」と同等の責任を持つ「受注型企画旅行」として位置づけるなど、旅行者の積極的・主体的な関わりが推進されてきています。

また、2007年（平成19年）からは、制限付きで第3種旅行者による国内募集型企画旅行の実施が認められて、業務範囲が拡大されたほか、2013年（平成25年）には、地域における観光資源の活用や地域密着型（着地型）旅行の促進を図るため「地域限定旅行業」も創設されました。

「旅行あつ旋業法」からスタートした旅行業法は、時代の要請に応じる形で数次にわたる改正を重ね、消費者保護の強化を図る一方で産業振興の側面からも内容の拡充が進められてきています。次回からは、旅行業法・旅行業約款の成り立ちや現在の市場環境を踏まえた個別の課題などを掘り下げていきます。